

## 令和2年4月1日からの 建設業の許可申請・変更届について

令和2年4月1日以降提出分からの主な変更点は次のとおりです。

提出にあたってはご注意ください。

なお、必要書類に変更があったことで編纂方法も変更されておりますので、必ず手引きをご確認ください。

| 変更箇所                          | 変更前（R2.3.31受付分まで）                                  | 変更後（R2.4.1受付分から）   |
|-------------------------------|--|--|
| 国家資格者等・監理技術者一覧表<br>（様式第十一号の二） |  | 提出不要   |
| 経營業務の管理責任者に関する資料              | ①住民票等<br>②健康保険証等<br>③経營業務の管理責任者としての経験を<br>確認する資料   | ①健康保険証等<br>②経營業務の管理責任者としての経験を<br>確認する資料（更新申請の際は不要。）                  |
| 営業所の専任技術者に関する資料               | ①住民票等<br>②健康保険証等<br>③実務の経験を<br>確認する資料<br>（実務経験の場合） | ①健康保険証<br>②実務の経験を<br>確認する資料（実務経験<br>の場合に限る。更新申請の際は不要。）               |
| 令3条の使用人に関する資料                 | ①住民票等<br>②健康保険証等<br>③委任状等                          | 提出不要   |
| 営業所に関する資料                     | ①営業所の写真<br>②営業所の地図<br>③営業所を使用する<br>権原を確認するための資料    | ①営業所の写真（更新申請など、<br>従前の営業所に変更がない場合は不要。）<br>※写真台紙に権原を記載すること（写真台紙の例参照）。 |

※住民票等の提出は不要となりましたが、営業所への通勤が困難と思われる場合などは追加資料を求めることがあります。

### ⚠ 申請・届出の注意点を改めてお知らせします。 ⚠

|           |   |
|-----------|---|
| 変更届の提出期限  | 法定の期限内に提出しない場合、罰則が適用されることがあります。<br>（手引きP14以降を参照。） |
| 更新申請の提出期限 | 許可の有効期間満了日の30日前までに申請書を提出する必要があります。                |